

## 保険適用での光トポグラフィー（NIRS）検査のご案内



### 光トポグラフィーとは？

光トポグラフィー検査は、脳の活動に伴う血液の変化を測定することで脳の状態を評価する検査のことです。身体への負担が少なく、心の病気の細かい診断の補助となることが期待されています。

### なぜ光トポグラフィーが必要なの？

気分の落ち込み（うつ）は様々な精神疾患にみられる症状のため、うつ症状があるからと言ってうつ病の診断はつけられません。しかも、うつ症状の原因疾患によって、治療法やお薬の種類が大きく変わります。

光トポグラフィーの検査を受けることで、6割から8割の確率でうつ病か、双極性障害（躁うつ病）または統合失調症なのかを補助的に診断することができると報告されています。ただし、この検査の結果が、精神疾患の有無を確定したり、診断名を証明したりするものではありませんので注意が必要です。

### 保険適用で光トポグラフィー検査の対象となる患者さん

この検査の対象となる患者さんは以下の条件をみたます患者さんです。

- ① 抑うつ症状を有していて、現在うつ病として治療を行っている
- ② 治療抵抗性であること、統合失調症・双極性障害が疑われる症状を呈していること等により、うつ病と統合失調症または双極性障害との鑑別が必要であること

### 保険適用での光トポグラフィー検査の受け方

当科に通院中の方は、お気軽に主治医にご相談ください。他院に通院中の方は、まずかかりつけ医に検査について相談の上、紹介状（当院では治療抵抗性であることを「2種類以上の抗うつ薬をつかっても寛解しない」としておりますので、そのことが分かるように主治医の先生に紹介状を作成していただく必要がありますので、必ず主治医の先生にご相談ください）を持参して、月曜、火曜、木曜日の当院メンタルヘルス科初診外来を受診し、その時点で担当医にご相談ください。

ただし、保険が適応になるためには、「当該保険医療機関内に配置されている神経内科医または脳神経外科医により器質的疾患が除外されている」必要があるため、いずれの場合も当院神経内科または脳神経外科を受診していただいで別途検査をお受けいただくこととなります。

- ※ 他院ですでに器質的疾患ではないと言われていても、当院で神経内科または脳神経外科を受診していただき再度検査などを受けていただくこととなります。
- ※ 担当医が検査の対象でないと判断した場合は検査が行えない場合があります。(上記、光トポグラフィー検査の対象となる患者さん、をご参照ください)。

#### 検査の流れ

- ① 特に事前に準備していただくものはありません
  - ② 検査室に案内後、頭に装置を付けます  
検査用の帽子を被り、頭部に近赤外光を当てます
  - ③ 装置を付けた後に、簡単な課題を実施します  
言語流暢性課題(前頭葉機能を図る検査)を行う際の脳の血流状態を測定します。  
検査は音声指示に従って、言葉を言ってもらう簡単なものです
- ※ 検査は全体で 20 分程度です。
  - ※ 本検査で使用する近赤外光は弱い光を使用しており、現在のところ副作用等の有害事象の報告はありません。

#### お問い合わせ

東京医科大学病院 メンタルヘルス科外来受付 03-3342-6111 (代表)

作成：メンタルヘルス科 2017年10月